

西神楽地区防災計画

1 目的

私たちが住む日本では、毎年、全国各地で地震や台風、大雨、豪雪などにより、これまでに経験したことのないような被害が発生している。

旭川市は、これまで大きな地震の発生がないことや、全国と比較して大雨や台風による被害が少ないという地理的特性から、「災害が少ないまいま」という認識を持っている市民が多い。しかし、上述のことより、この旭川も含めいつ、どこで、どのような災害が発生しても不思議ではない状況であり、平時から防災意識を高め、いざという時に備えておかなければならない。

災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠であるが、また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、西神楽地区の特性を踏まえた住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる西神楽地区的地域づくりを目指すものである。

令和5年3月 西神楽地区防災会議

2 地区の特性

西神楽地区の特徴

西神楽地区は、JR富良野線、国道237号線、さらに旭川空港が備わる旭川市南側の交通の要衝となる地区である。稲作をはじめ、畑作、酪農などの多様な農産物の産地であり、平坦に広がる田園や起伏に富んだ丘陵地など、美しい多彩な農村景観が広がっている。

これまで美瑛川や辺別川、又はその支流、水路からの溢水など、度重なる水害による被害に見舞われてきた地区であり、美瑛川や辺別川に沿って、浸水想定区域が指定されている。また、就実地区は、令和5年3月時点で浸水想定区域に指定されていないが、浸水の危険性が高い。新開地区には、土砂災害(特別)警戒区域が指定されている区域がある。ひと度災害が発生すると、交通網の遮断により孤立する危険性が高い区域が点在している。

令和5年3月現在の西神楽地区の人口は、2,790人、世帯数は1,476世帯となっている。また、高齢化率は49.0%と市全体の34.9%を上回っており、避難行動要支援者の人数は80人となっている。

高齢化が進んでいることや、農村部では民家が広範囲に点在していることから、災害時や停電時(特に冬期)、高齢世帯が自宅に取り残される懸念がある。今後、近所での呼びかけや見守り活動が重要であり、避難支援の担い手確保が今後の課題である。

災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠であるが、また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、西神楽地区の特性を踏まえた住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる西神楽地区的地域づくりを目指すものである。

令和5年3月 西神楽地区防災会議

3 平常時の活動

3.1 組織体制

西神楽地区防災会議

(構成団体)

各地区市民委員会	西神楽地区社会福祉協議会	西神楽地区民生委員会・児童委員会
西神楽小学校・中学校	西神楽地区各消防分団	西神楽地区女性防火クラブ
神楽・西神楽地域包括支援センター	グラウンドワーク西神楽	とむとむききる
各関係団体・事業者	各町内会	

3.2 防災知識の普及・啓発

西神楽地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種研修を企画・実施するものとする。

3.3 地域の危険箇所の把握

西神楽地区防災会議及び構成団体は、浸水・土砂災害の危険性が高い区域や古い家屋が密集している区域、狭い道路など、災害の危険性が高い箇所を事前に把握し、地区住民に周知する。

3.4 防災訓練

地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種訓練を企画・実施するものとする。

ア 西神楽地区防災会議が実施する防災訓練

避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練、機器取扱訓練 他

イ 市民委員会や町内会、学校、関係団体・事業者等が実施する防災訓練

避難訓練、消火訓練、情報伝達訓練、機器取扱訓練 他

3.5 避難環境の整備

地区、町内会、家庭ごとに災害時に避難する施設や場所、避難経路を事前に決めておくよう努めることとする。安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も検討する。

西神楽地区的避難所は次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	浸水深(m)	洪水時	地震時
西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	75-4364	1.22	2階○	○
西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	68-3152	1.36	2階○	○
西神楽市民交流センター	西神楽南2条3丁目	75-3111	0.96	×	○
旧聖和小学校	西神楽1線18号	—	0.77	×	○
旧千代ヶ岡小学校	西神楽3線25号	—	1.17	2階○	○
西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号	74-2552	—	○	○

4 備蓄

西神楽地区的公的備蓄は、次のとおりである。

また、住民自らも家庭での備蓄品(非常食、飲料水、防災グッズなど)を備えるよう努めるものとする。

4.1 公的備蓄

施設名	主な備蓄品
西神楽小学校	アルファ化米50、野菜ジュース60、毛布50、防災マット50、寝袋50、トイレットペーパー24、コクストーブ3、コークス45、やかん2、大鍋2、生活用水資材1、淨水器1、簡易水槽1、給水ポンプ1、発電機1、携行缶1、コードリール2、投光器2
西神楽市民交流センター	アルファ化米50、野菜ジュース30、毛布20、防災マット50、寝袋24(社協)発電機
旧聖和小学校	アルファ化米50、野菜ジュース60、毛布50、防災マット50、寝袋50、トイレットペーパー24、コクストーブ3、コークス45、やかん2、大鍋2、生活用水資材1、淨水器1、簡易水槽1、給水ポンプ1、発電機1、携行缶1、コードリール2、投光器2
旧千代ヶ岡小学校	アルファ化米50、野菜ジュース60、毛布50、防災マット50、寝袋50、トイレットペーパー24、コクストーブ3、コークス45、やかん2、大鍋2、生活用水資材1、簡易水槽5、発電機1、携行缶1、コードリール2、投光器2

4.2 个人的備蓄

種別	主な備蓄品
非常持出品	現金(硬貨)、通帳、印鑑、保証券、携帯電話、モバイルバッテリー
食料・飲料水	乾パン、缶詰、カップ麺、ピスケット、チョコレート、飲料水
衛生用品	マスク、アルコール消毒液、体温計、ウェットティッシュ、衣料(防寒衣着含む)、タオル、洗面用具、携帯トイレ、使い捨てカイロ、軍手
医薬品	解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、お薬手帳、傷薬、ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、はさみ
防災グッズ	懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、缶切り、栓抜き、ナイフ、割り箸、ビニール袋、紐類、カセットコンロ、ポータブルストーブ
その他	乳児用ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、生理用品

5 防災井戸(生活用水)

西神楽地区的防災井戸(生活用水)は次のとおりである。

《井戸》

No	設置場所	名 称 等
1	西神楽小学校	西神楽北2条3丁目
2	旧聖和小学校	西神楽1線18号

6 避難行動要支援者の支援体制

西神楽地区に居住する避難行動要支援者80人のうち、避難支援者への個人情報の提供に同意している方は54人である。(※人数は令和4年11月現在)

西神楽地区防災会議として、市から避難行動要支援者名簿の提供を受けており、構成団体が連携して、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者への支援体制を構築するものとする。

6.1 参考】●警戒レベルと行動

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難支援者の行動例
警戒レベル5 緊急安全確保	災害の発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	命を守る 最善の行動
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から 全員避難	自ら避難する
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者は避難	一緒に避難する 車に乗せて避難
警戒レベル2 大雨・洪水注意報	気象状況悪化	避難行動を確認	避難支援の準備
警戒レベル1 早期注意情報	今後気象状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	知らせる 訪問する

本部支部の組織図
西神楽地区災害対策本部
中央本部
瑞穂支部
聖和支部
千代ヶ岡支部

1

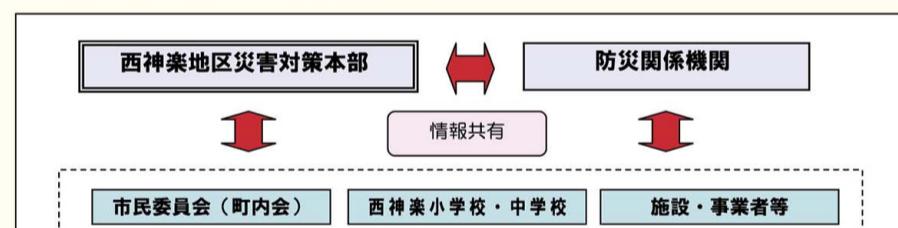
2

3

4

7 情報収集・伝達・共有・災害広報

西神楽地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。



7.1 西神楽地区災害対策本部

西神楽地区災害対策本部は、西神楽地区全体の被害状況や避難状況についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

7.2 地区対策本部(市民委員会)

西神楽地区の各地区対策本部(市民委員会)は、担当する区域の被害状況や避難状況について、西神楽地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

7.3 学校・施設・事業者等

西神楽地区的各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、西神楽地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

7.4 救助・救急、初期消火

ア 救助・救急
建物の倒壊、落下物等により救出、救護が必要とする者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当をするものと認められた時は、医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

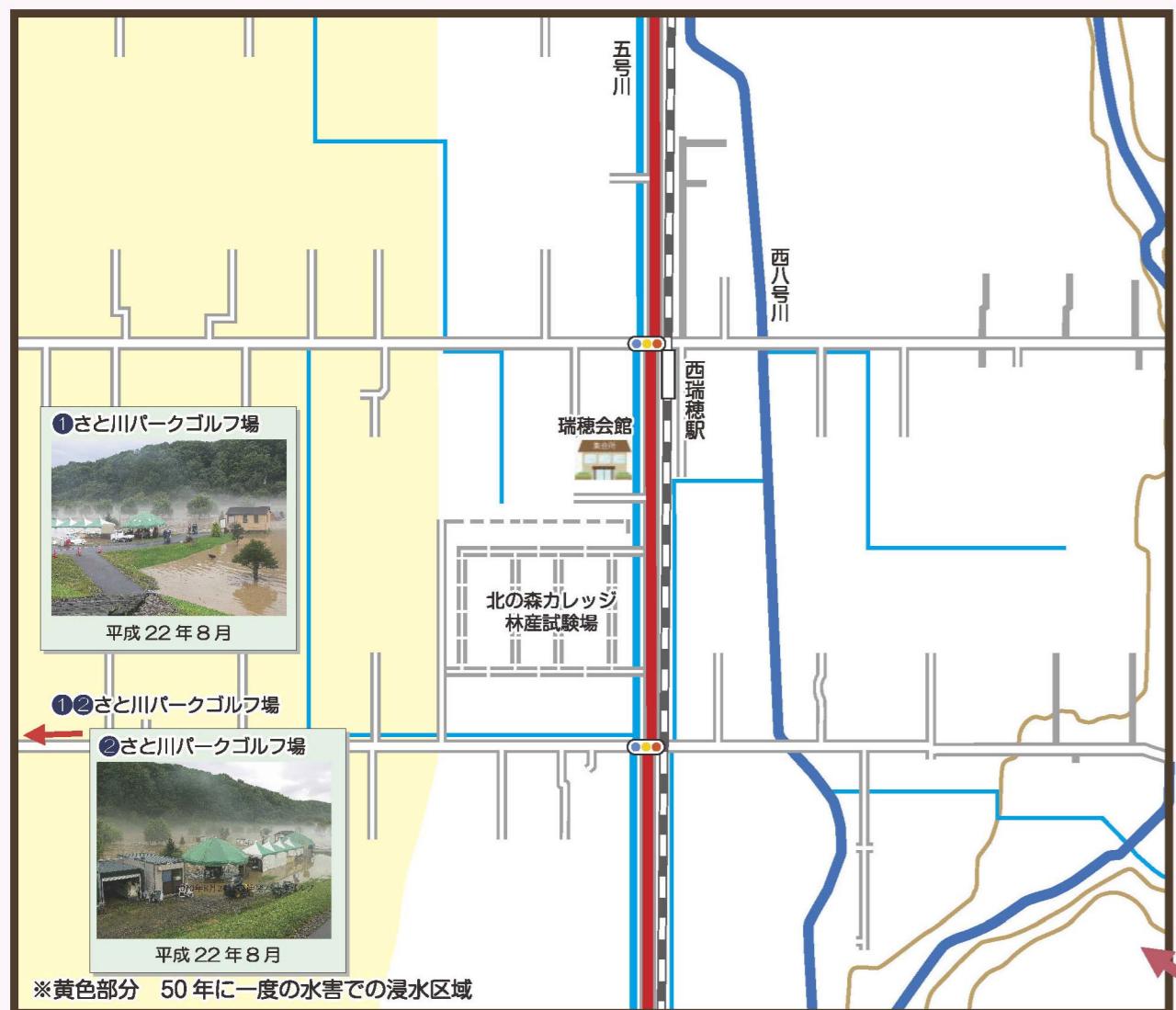
イ 初期消火
火災が発生した場合は、各家庭や事業所、施設等の消防器や防災資機材等を用いて、初期消火を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。

7.5 避難誘導活動

避難情報(高齢者等避難、避難指示)が発令された時は、市民委員会(

西神楽地区防災マップ

瑞穂地区

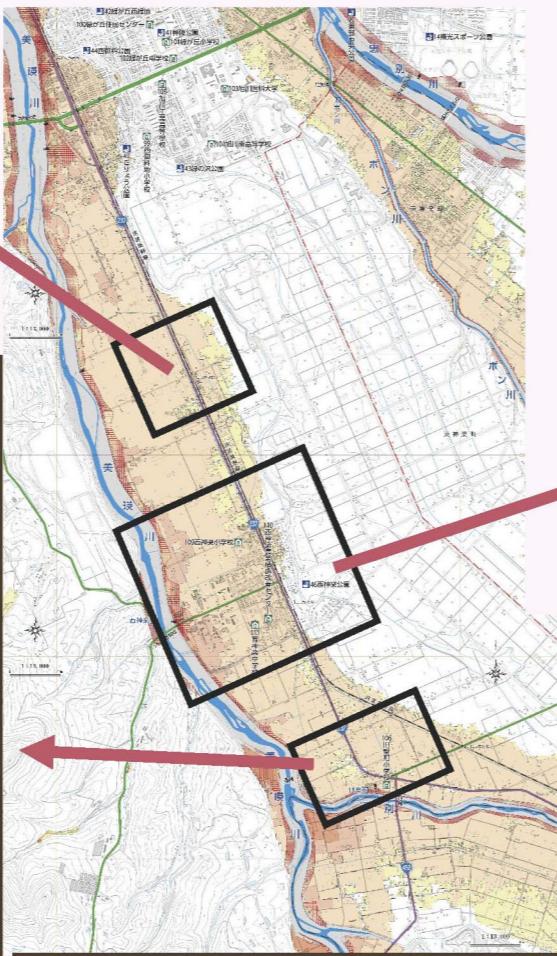
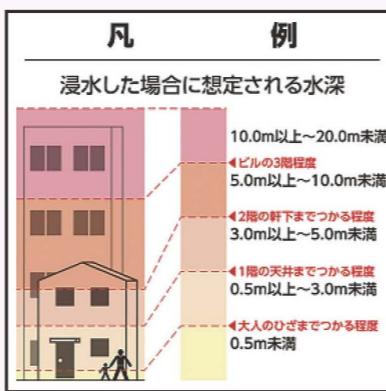


聖和地区

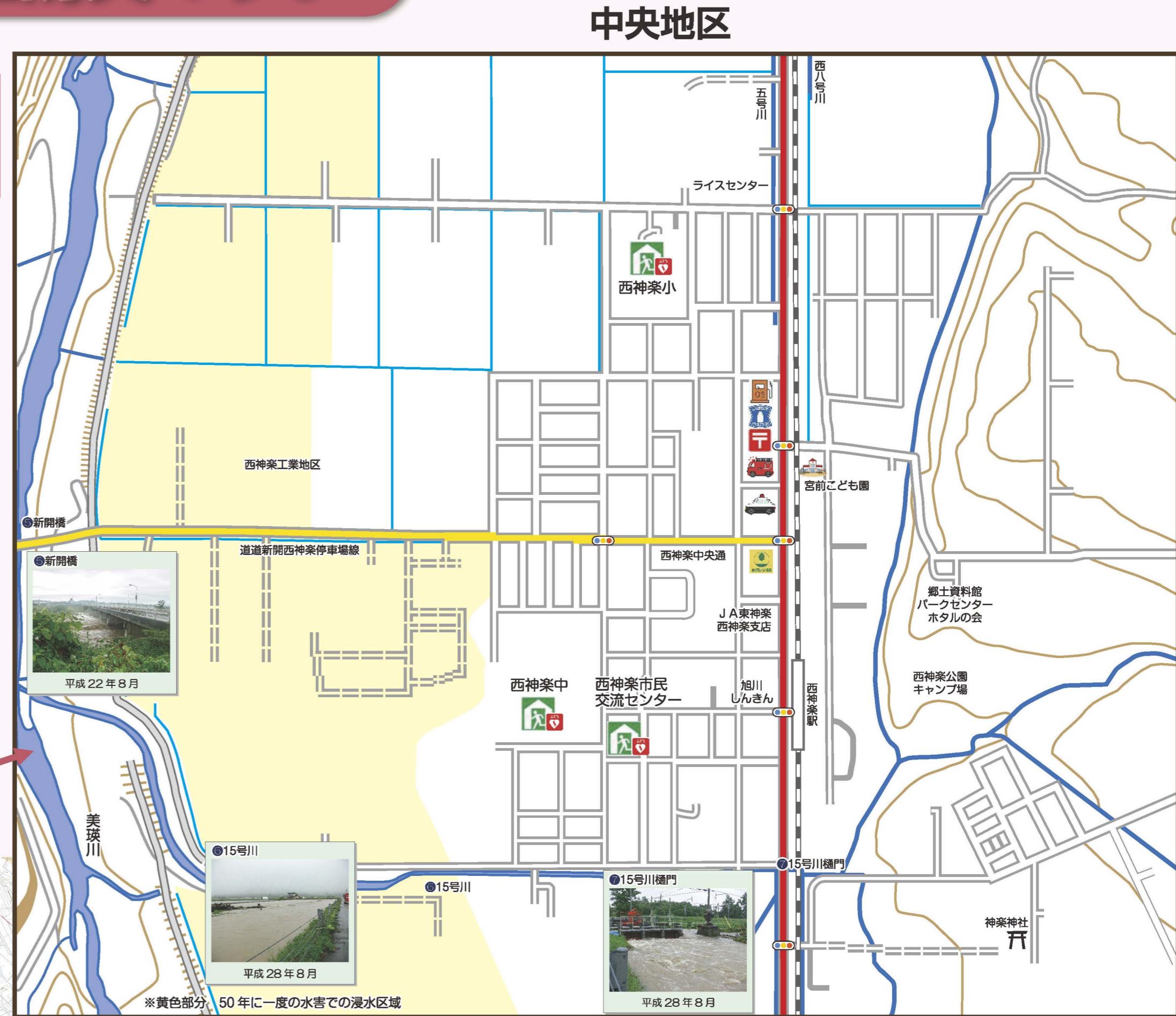


旭川市洪水ハザードマップ 西神楽地区（全体）

旭川市洪水ハザードマップは、1000年に一度の水害での浸水区域を示しています。



凡 例	
指定避難所	郵便局
AED設置場所	地区会館
消防団詰所	幼稚園・保育園
警察駐在所	



千代ヶ岡地区



旭川市関係機関

火災・救急・救助
119番

事件・事故
110番

災害用伝言ダイヤル
171番

ライフライン関係機関

内 容	問合せ先	電話番号
避難所・災害全般	防災安全部防災課	33-9969
道路冠水・崩壊	土木部土木管理課	25-5375
河川溢水・護岸崩壊	土木事業所 土木部土木建設課	36-2244 25-9795
内水氾濫・水道水濁り	水道局管路管理課	24-3166
避難行動要支援者	福祉保険部福祉保険課 防災安全部防災課	25-6425 33-9969
支所・窓口	西神楽支所	75-3111